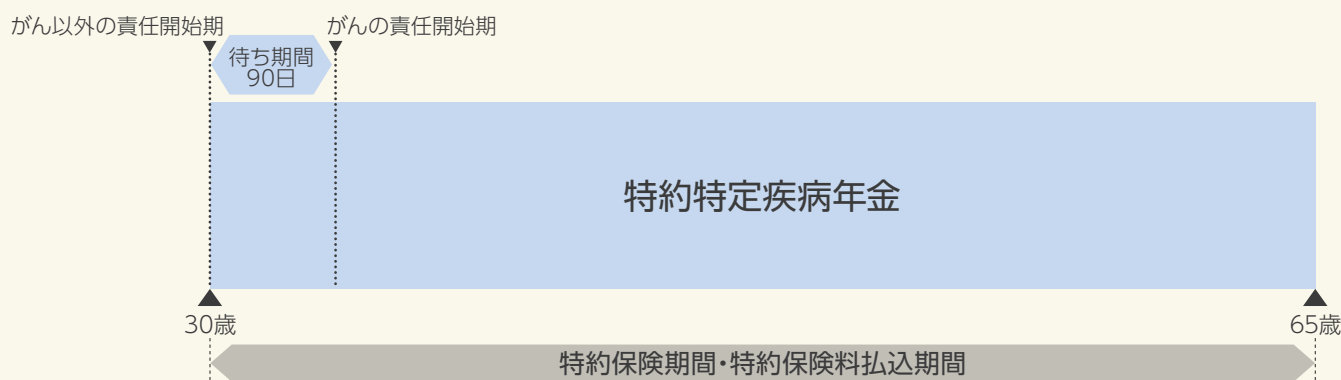


ジブラルタ生命の 特定疾病収入特約 (無配当)

高度障害療養加算型家族収入保険
(保険料払込中無解約返戻金型) 専用

がん・急性心筋梗塞・脳卒中になられたときに、毎月年金をお受取りいただける特約です。

- 特約付加例
- 契約年齢(被保険者) : 30歳(男性)
 - 年金月額 : 10万円
 - 特約保険期間 : 65歳満了
 - 特約保険料払込期間 : 65歳満了
 - 特約保険料(月払・口座振替扱) : 1,540円



●たとえば、がんと診断確定された場合… 2年間、毎月10万円をお受取りいただけます。



がん・急性心筋梗塞・脳卒中*になられたときに2年間にわたり毎月「特約特定疾病年金」をお受取りいただけます。

毎月お受取りいただける年金で、治療費やリハビリ費、ご家族の生活費などの経済的負担を軽減することができます。

*がんについては、この特約の責任開始日からその日を含めて90日目日の翌日が保障の開始日(がんの責任開始期)となる等、特約特定疾病年金のお支払いには所定の条件があります。詳細は、裏面の「くわしくは…」を必ずご確認ください。

📄 ご検討にあたってご確認いただきたい事項を裏面の「くわしくは…」に記載していますのでご覧ください。



特約保険料例 (月払・口座振替扱) 年金月額: 10万円の場合

(2019年6月1日現在)

特約保険期間 特約保険料払込期間	男性						
	契約年齢(被保険者)						
	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳
60歳満了	1,020円	1,260円	1,600円	2,050円	2,650円	3,510円	5,060円
65歳満了	1,240円	1,540円	1,960円	2,510円	3,220円	4,180円	5,580円

特約保険期間 特約保険料払込期間	女性						
	契約年齢(被保険者)						
	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳
60歳満了	1,210円	1,490円	1,820円	2,190円	2,580円	3,060円	3,960円
65歳満了	1,340円	1,620円	1,980円	2,370円	2,790円	3,260円	3,880円



くわしくは…

お支払いの対象となる疾病について

がん*1	<p>がんの責任開始期以後、初めてがん(悪性新生物)にかかったと医師によって病理組織学的所見(生検)により診断確定されたとき(がんの責任開始期とは、責任開始日からその日を含めて90日目の日の翌日をいいます。)</p> <p>対象:がん(悪性新生物)。ただし、下記①、②は対象となりません。</p> <p>①上皮内新生物 ②皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚癌</p>
急性心筋梗塞*2	<p><次のいずれかに該当された場合></p> <ul style="list-style-type: none"> 急性心筋梗塞により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態が継続したと医師によって診断されたとき 急性心筋梗塞の治療を直接の目的として、病院または診療所で公的医療保険の医科診療報酬点数で算定される手術を受けたとき <p>対象:虚血性心疾患のうち、急性心筋梗塞。ただし、狭心症等は対象とはなりません。</p>
脳卒中*2	<p><次のいずれかに該当された場合></p> <ul style="list-style-type: none"> 脳卒中により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき 脳卒中中の治療を直接の目的として、病院または診療所で公的医療保険の医科診療報酬点数で算定される手術を受けたとき <p>対象:脳血管疾患のうち、くも膜下出血、脳内出血、脳梗塞。</p>

*1 責任開始日からその日を含めて90日目の日の翌日より前に、がんにかかったと一度でも診断確定されていた場合には、がんを原因として支払われる特約特定疾病年金は保険期間を通じて支払われません。この場合、この特約は所定の急性心筋梗塞または脳卒中を対象とした保障として継続しますが、保険料の変更(減少)はありません。

*2 責任開始日以後の疾病を原因として発病した急性心筋梗塞または脳卒中が対象になります。

※ 癌の進行度を示す指標*3においてステージ0(0期)の病期分類となっている疾病は、特約特定疾病年金のお支払い対象ではありません。たとえば、上皮内癌、非浸潤癌(非浸潤性乳癌、腎盂・尿管・膀胱における乳頭状非浸潤癌等)や大腸の粘膜内癌等は、特約特定疾病年金のお支払い対象ではありません。

*3 国際対がん連合(UICC)により発行された「TNM悪性腫瘍の分類」のことをいいます。

特約特定疾病年金のお支払いについて

- がんの責任開始期前にがん(悪性新生物)に罹患したと医師によって診断確定された場合、以下のいずれかのお取り扱いとなります。
 - ・がんの責任開始期前にがん(悪性新生物)に罹患したと一度でも診断確定されていた場合には、がんを原因として支払われる特約特定疾病年金は、保険期間を通じて支払われません。この場合、この特約は所定の急性心筋梗塞または脳卒中を対象とした保障として継続しますが、保険料の変更(減少)はありません。
 - ・がんの責任開始期前にがんと診断確定された場合で、その診断確定日からその日を含めて6か月以内に、ご契約者からその診断確定および診断確定の日を証する書類を当社に提出のうえ、お申し出があったときは、この特約の締結を無効とし、すでにお支払いいただいた保険料をご契約者に払戻します。
- 特約特定疾病年金の受取人は、年金の受取りに代えて、未支払分の年金現価の全部または一部につき、一時支払をご請求いただけます。ただし、一部一時支払の場合、一部一時支払後の年金月額が当社所定の金額以上となる必要があります。
- 特約特定疾病年金の支払事由発生後に被保険者(受取人)が死亡された場合、被保険者(受取人)の法定相続人に未支払分の特約特定疾病年金の現価を一時金としてお支払いします。

その他

- この特約には解約返戻金はありません。
- この特約は、主契約に付加してご契約いただきます。
- この特約の保険料払込方法には年払・半年払・月払がありますが、主契約と同一の払込方法になります。



当パンフレットには、商品の仕組みや特徴をわかり易くご案内するために商品の概要を記載しています。

詳細については、必ず「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

なお、当パンフレットに記載しているお取扱いについては、実際にお取扱いを行う時点における、当社所定の範囲内での取り扱いとなります。

「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」は、商品内容の詳細や「保険金等をお支払いできない場合」などのお客さまにとって不利益となる事項、ご契約についての大切な事項などを記載したものです。



ジブラルタ生命保険株式会社

本社 / 〒100-8953 東京都千代田区永田町 2-13-10

コールセンター 0120-37-2269 (通話料無料)

ジブラルタ生命のホームページ <http://www.gib-life.co.jp/>